

令和4年度以降の赤十字講習会実施について

標記の件について、令和4年4月1日以降の講習会開催基準を新潟県支部で検討し、下記のとおり対応します。

記

1 開催できる講習について

- ・各種短期講習
- ・各種養成講習(水上安全法救助員(I・II)養成講習を除く)

2 開催できない講習について

「水上安全法救助員(I・II)養成講習」は、新型コロナウイルス感染症予防に有効なマスクの着用が難しいことから、引き続き当面の間、開催を見合わせます。

—————【講習会開催にかかる留意事項】—————

安心・安全に講習会を開催するために留意いただきたい事項となります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

○ 会場について

- ・十分な換気を実施してください。(可能な限り2つの方向の窓を同時に開けること)。
- ・受講者数の2倍以上となる収容定員の会場を確保し、座席についても受講者間の距離を原則1m程度確保してください。

○ 講習の内容について

- ・人工呼吸(呼気吹き込み法)は実施いたしません。
感染リスクが高いため、マスクを着用した状態で、呼気を吹き込むまねを行います。
- ・実技を伴う講習では、資器材の共有や人との接触を伴う場合もありますので、予めご了承ください。

○ 受講者について

- ・新潟県内在住者とします。
- ・受講前には、体調のチェックを実施します。

- ・万一の場合に備えて、緊急連絡先等の情報をお知らせください。
- ・講習会受講中は、適宜手指消毒（手洗い）と不織布マスクを着用してください。
- ・受講定員については、1回あたり各種短期講習は **50名**、各種養成講習は **20名** を上限とし、施設・会場の収容人数の都合上、人数を調整いただく場合もございます。
- ・使用する資器材、物品の消毒にご協力いただく場合があります。
- ・体調が悪いときには、状況によりご帰宅をお願いする場合があります。また指導員の判断により、講習を中止することがありますので、ご了承ください。

○ 講習会開催基準について

- ・支部・奉仕団・地区分区主催の場合

新型コロナウイルス感染症に対する新潟県独自の「特別警報」が発令された場合は、中止または延期とさせていただきます。

- ・外部団体主催(学校・企業・町内会等)の場合

「緊急事態宣言」が発令された場合は、中止または延期とさせていただきます。

なお、新潟県独自の「特別警報」や「まん延防止等重点措置」が発令された場合は、主催団体に開催の可否について確認をさせていただきます。

※上記の開催基準に関わらず、実施可否の判断が難しい場合は、当支部までご相談ください。